

所管部課	子ども未来部子ども家庭支援センター	部長	松本 幹男
件名	東大和市母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則について		
	区分	○	1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則		
	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>母子生活支援施設における母子保護の実施に要する費用の徴収金額に関し、児童福祉法施行細則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 別表(第5条関係)第15階層の徴収金額(月額)「255,300円」を「その月におけるその児童等に係る費用の支弁額」に改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 児童福祉法施行細則の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図られる。</p>			
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。